

発信者情報開示の在り方に関する研究会  
最終とりまとめ（案）

令和2年 11月

# 内容

第1章 発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について.....	1
1. 検討の背景等.....	1
2. 発信者情報開示の概要.....	2
(1) プロバイダ責任制限法における発信者情報開示制度の概要.....	2
(2) 発信者情報開示の実務の現状.....	3
(3) 現状の発信者情報開示の実務における課題.....	4
3. 検討に当たっての基本的な考え方.....	5
第2章 発信者情報の開示対象の拡大.....	5
1. 概要.....	5
2. ログイン時情報.....	7
(1) 発信者の同一性.....	8
(2) 開示の対象とすべきログイン時情報の範囲.....	9
(3) 開示請求を受けるプロバイダの範囲.....	11
3. まとめ.....	11
第3章 新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全.....	11
1. 非訟手続の創設の利点と課題の整理.....	12
2. 実体法上の開示請求権と非訟手続の関係について.....	14
3. 新たな裁判手続（非訟手続）について.....	17
(1) 裁判所による命令の創設（ログの保存に関する取扱いを含む。）.....	17
(2) 新たな手続における当事者構造.....	21
(3) 発信者の権利利益の保護.....	22
(4) 開示要件.....	28
(5) 手続の濫用の防止.....	30
(6) 海外事業者への対応.....	31
4. まとめ.....	32
第4章 裁判外（任意）開示の促進.....	32

## 第1章 発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方について

### 1. 検討の背景等

インターネット上を様々な情報が流通する中で、他人の権利を侵害する情報の流通への対策として、情報の流通に関与するプロバイダ<sup>1</sup>による適切な対応を促進するため、2001（平成13）年11月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）が制定され、送信防止措置に関する責任の明確化及び発信者情報の開示請求の制度整備が図られた。

立法時には、プロバイダ責任制限法の対象となるコンテンツプロバイダとしては、主に電子掲示板等のサービスが想定されていたところ、2001年以降、インターネット上のサービスは大きく多様化し、ブログサービス、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画・画像共有サービスなど、様々なサービスが登場し、同法の対象となっている。

また、スマートフォンの普及に伴い、モバイル機器によるSNS等のソーシャルメディアの利用時間も大きく伸びており<sup>2</sup>、利用率も年々増加しているなど、我が国の日常生活や社会・経済活動に大きな役割を果たしている。

しかし、インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報の流通も認められ、昨今では、著作権を侵害する悪質な海賊版サイトの台頭や、SNS上での誹謗中傷等の深刻化<sup>3</sup>など、様々な権利侵害に関する被害が発生している。

---

<sup>1</sup> 法の対象となる「特定電気通信役務提供者」（以下「プロバイダ」という。）は、大きく分けて、①権利侵害情報を媒介するインターネット接続サービス事業者（以下「アクセスプロバイダ」という。）と、②権利侵害情報が書き込まれる場・サービスを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダ」という。）に分類することが可能と考えられる。なお、自らコンテンツを発信する者は、ここでいう「コンテンツプロバイダ」には含まれないものとする（当該者は、「発信者」に該当することとなる。）。

<sup>2</sup> 総務省情報通信政策研究所「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」によると、2012年から2018年までの7年間で約4倍に増加。

<sup>3</sup> 本研究会中間とりまとめ及び「プラットフォームサービスに関する研究会」（座長：宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学科研究科教授）「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」を踏まえ、令和2年9月1日に総務省は「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を公表している。

この点、インターネット上の匿名の発信者による投稿に関して被害を受けた者は、被害回復のため、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示請求により発信者を特定し、損害賠償請求等を行うことが考えられるが、後述のとおり、現在の発信者情報開示制度に関して様々な課題が指摘されており、円滑な被害者救済が図られないという声がある。一方で、例えば、企業等が SNS などで行われた自社に批判的な投稿に対して開示要件を充たさないことを知りながら発信者情報開示請求を行うなど、いわば発信者情報開示制度の悪用とも考えられるケースがみられるようになっているとの声もある。

したがって、インターネット上の情報流通の増加や、情報流通の基盤となるサービスの多様化、それに伴うインターネット上における権利侵害情報の流通の増加及び発信者情報開示制度の悪用等の現状を踏まえ、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の在り方について、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を開催し、以下、検討を行った。

## 2. 発信者情報開示の概要

### (1) プロバイダ責任制限法における発信者情報開示制度の概要

プロバイダ責任制限法は、第4条において、権利侵害情報が匿名で発信された際、被害者（権利を侵害されたと主張する者）が、加害者（発信者）を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、一定の要件を満たす場合には、プロバイダに対し、当該加害者（発信者）の特定に資する情報の開示を請求する権利を定めている<sup>4</sup>。

具体的には、情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、①当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるときであって、かつ、②発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときには、プロバイダに対して発信者情報の開示を請求することができ（プロバイダ責任制限法第4条第1項）、これを受けたプロバイダは原則として当該発信者の意見を聴取した上で、開示をするかどうかを判断することとされている（同条第2項）。

ここにいう発信者情報の範囲については「特定電気通信役務提供者の損害賠償責

---

<sup>4</sup> なお、プロバイダ責任制限法第3条において、権利侵害情報が流通した場合のプロバイダ等の責任範囲を明確化することにより、プロバイダ等による適切な対応を促すための規定が置かれているが、本研究会においては検討の対象外としている。

任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令」(平成14年総務省令第57号。以下「省令」という。)で定めることとされている。

この点について、本研究会中間取りまとめ<sup>5</sup>を踏まえ、総務省は、令和2年8月に省令改正を行い、「発信者の電話番号」を開示の対象となる発信者情報に追加した。したがって、現在、発信者の氏名又は名称(省令第1号)、発信者の住所(同第2号)、発信者の電話番号(同第3号)、発信者の電子メールアドレス(同第4号)、侵害情報に係るIPアドレス(同第5号)、携帯電話端末等の利用者識別符号(同第6号)、SIMカード識別番号(同第7号)、タイムスタンプ(侵害情報が送信された年月日及び時刻)(同第8号)が列挙されている。

なお、発信者情報の開示を受けた者は、発信者情報をみだりに用いてはならないとされ(プロバイダ責任制限法第4条第3項)、また、開示の請求に応じないことにより開示の請求者に生じた損害について、プロバイダは、故意又は重過失がある場合でなければ、損害賠償責任を負わないこととされている(同条第4項)。

## (2) 発信者情報開示の実務の現状

インターネット上で権利侵害投稿が行われた場合、一般的に、コンテンツプロバイダは、発信者の氏名・住所等の情報を保有していないことが多く、被害者が被害回復を図るためには、投稿時のIPアドレスを端緒として、権利侵害投稿の通信経路を辿って発信者を特定する実務が定着している。

発信者情報開示の場面で、問題となる投稿が権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースなどにおいては、発信者情報が裁判外で開示されないことが多い<sup>6</sup>ため、多くの場合、①コンテンツプロバイダへの開示請求、②アクセスプロバイダへの(消去禁止の仮処分及び)開示請求を経て、発信者を特定した上で、③発信者に対する損害賠償請求等を行うという、3段階の裁判手続が必要になっている。

---

<sup>5</sup> 「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」(令和2年8月31日公表)

<sup>6</sup> なお、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示に関する円滑な運用のため、業界団体や権利者団体等から構成された「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」において、発信者情報開示関係ガイドライン(初版:平成19年2月 第7版:令和2年3月)が策定されている。インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載されている。

具体的には、コンテンツプロバイダに対する開示請求は、仮処分の申立てによることが一般的であり、これにより、発信者の権利侵害投稿の際の IP アドレス及びタイムスタンプが開示される。また、アクセスプロバイダに対する開示請求は、訴訟提起によることが一般的であり、発信者の氏名及び住所が開示される。

### (3) 現状の発信者情報開示の実務における課題

現行のプロバイダ責任制限法における発信者情報開示の実務においては、実務関係者等から以下の課題が指摘されている。

#### ア 発信者を特定できない場面の増加

近年、投稿時の IP アドレス等を記録・保存していないコンテンツプロバイダの出現により、投稿時の IP アドレスから通信経路を辿ることにより発信者を特定することができない場合があるほか、アクセスプロバイダにおいて特定の IP アドレスを割り振った契約者（発信者）を特定するために接続先 IP アドレス等の付加的な情報を必要とする場合があるなど、現行の省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加している。

また、発信者情報開示の場面においては、被害者が投稿後、一定の時間が経ってから権利侵害投稿に気づく場合や、コンテンツプロバイダにおける開示手続に一定の時間がかかるケースでは、アクセスプロバイダが保有する IP アドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合がある等のため、発信者の特定に至らない可能性がある。

#### イ 発信者特定のための裁判手続の負担

前述のとおり権利侵害に該当するか否かの判断が困難なケースとともに、権利侵害が明白と思われる場合であっても、実務上、発信者情報がプロバイダから裁判外で（任意に）開示されることはそれほど多くないことが指摘されている。

このため、裁判外で開示がなされない場合、発信者の特定のため、一般的に、前述のとおり①コンテンツプロバイダへの仮処分の申立て<sup>7</sup>、②アクセスプロバ

---

<sup>7</sup> 実務関係者によると、仮処分の申立てから開示決定までに、通常国内プロバイダで2週間～2か月、海外プロバイダで3～4か月程度の時間を要する。

イダへの訴訟提起<sup>8</sup>という2回の裁判手続が必要になることから、これらの裁判手続に多くの時間・コストがかかり、救済を求める被害者にとって大きな負担となっている。

したがって、これらの課題を解決する方策について、以下、具体的な検討を行う。

### 3. 検討に当たっての基本的な考え方

第2章において具体的な論点について検討を行うに当たっては、基本的な考え方として、以下の点について確認しておくことが重要である。

まず、発信者情報開示請求に係る制度の見直しに当たっては、発信者情報開示請求権によって確保を図ろうとする法益は何か、を確認した上で、その実現のための具体的な方策の在り方について検討を深めることが適当である。

具体的には、発信者情報開示請求に係る制度の趣旨は、裁判を受ける権利の保障という重要な目的を達成するために、発信者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密を制約する上で、当該制約を必要最小限度のものにとどめる必要があるという前提を踏まえ、権利侵害を受けたとする者（「被害者」）の救済がいかに円滑に図られるようにするか、という点（被害者救済という法益）と、適法な情報発信を行っている者の表現の自由、プライバシー及び通信の秘密をいかに確保するか、という点（表現の自由等の確保という法益）との調和を適切に確保することにあると考えられる。

したがって、具体的な制度設計に当たっては、常にこの観点に留意しながら検討を深めることが適当である。

## 第2章 発信者情報の開示対象の拡大

### 1. 概要

発信者情報の開示対象については、プロバイダ責任制限法第4条第1項において「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって省令で定めるものをいう」と規定されている。発信者情報の開示対象の範囲については、省令により定められているところ、現在定められている発信者情報以外の情報についても開示対

---

<sup>8</sup> 実務関係者によると、訴訟提起から開示判決まで、通常6か月～1年程度の時間を要する。

象として追加すべきとの指摘がある。開示対象となる「発信者の特定に資する情報」とは、発信者を特定（識別）するために参考となる情報一般のうち、発信者に対する損害賠償請求等の責任追及を可能とするという観点から、その「相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに（発信者を特定するために）合理的に有用と認められる情報」<sup>9</sup>とされている。

また、発信者情報の具体的内容が省令に委任されている趣旨は、「被害者の権利行使の観点からは、なるべく開示される情報の幅は広くすることが望ましいことになるが、一方において、発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報であって、通信の秘密として保護される事項であることに鑑みると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが、必ずしも不可欠とはいえないような情報や、高度のプライバシー性があり、開示をすることが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されない。加えて、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、開示関係役務提供者が保有している情報であって開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められるものの範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくることになると考えられるが、それらを現時点において法律中に書き尽くすことは不可能である。そこで、総務省令によって発信者情報の範囲を画することとしたものである。」<sup>10</sup>とされている。

開示対象に関する以上のような基本的な考え方を踏まえると、サービスの多様化や環境の変化等といった制定時からの事情変化があれば、それを踏まえて、現在省令に含まれていない情報についても、開示対象の追加を検討することが適当と考えられる。

発信者情報の開示対象の拡大のうち、「電話番号」については中間とりまとめにおいて開示対象として省令に追加することが適当であると整理され、これを踏まえ令和2年8月に省令が既に改正されている<sup>11</sup>。そのため、本最終とりまとめにおいては、発信者情報の開示対象の拡大の中で残る論点である「ログイン時情報」について検討を行うこととする。

---

<sup>9</sup> 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課著「改訂増補第2版プロバイダ責任制限法」（以下「逐条解説」という。）76頁以下

<sup>10</sup> 逐条解説77頁

<sup>11</sup> プロバイダ責任制限法の発信者情報開示制度により開示された電話番号について、電話会社が弁護士会照会に応じて発信者の氏名及び住所を回答する際には、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説に記載の考え方に沿った対応が求められる。

## 2. ログイン時情報

近年、SNS等のサービスを提供する主要なコンテンツプロバイダの中には、ユーザIDやパスワード等必要事項を入力してアカウントを作成し、その後当該ユーザIDやパスワードを入力することによって自らのアカウントにログインした状態で様々な投稿を行うことができるもの（いわゆる「ログイン型サービス」）が増加している。

後述のとおり、ログイン型サービスにおいて権利侵害が生じた際、発信者の特定のために、ログイン時のIPアドレス及びタイムスタンプ（以下「ログイン時情報」という。）の開示を求める例がある。

この点、ログイン時情報を発信者情報として開示することは、立法時には必ずしも想定されていなかったと考えられるところ、ログイン時情報が現行法上の発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況<sup>12</sup>とな

---

### <sup>12</sup> 【否定例】

- ・「発信者のプライバシーや表現の自由、通信の秘密等に配慮し、その権利行使の要件として権利侵害の明白性等の厳格な要件を定めている趣旨や、同法4条1項の文言に照らすと、開示請求の対象は、開示請求者の権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られると解するのが相当」（東京高判平成26年9月9日・判タ1411号170頁）。
- ・プロバイダ責任制限法第4条1項は「当該権利の侵害に係る発信者情報」について開示を認めるとともに、具体的に開示の対象となる情報は総務省令で定めるとし、省令はこれを受けて、省令4号は「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス・・・及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号」と、同7号は「侵害情報が送信された年月日及び時刻」とそれぞれ定めているのであるから、省令4号は「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス・・・及び当該アイ・ピー・アドレス」には当該侵害情報の発信に関係しないものは含まれず、また、当該侵害情報の発信と無関係なタイムスタンプは同7号の「侵害情報が送信された年月日及び時刻」に当たらないと解するのが相当である。」（知財高判平成30年4月25日・判例秘書登載）。

### 【肯定例：個別の事情の下認容した例】

- ・「法4条1項が開示請求の対象としているのは「当該権利の侵害に係る発信者情報」であり、この文言及び（中略）法の趣旨に照らすと、開示請求の対象が当該権利の侵害情報の発信そのものの発信者情報に限定されているとまでいうことはできない。（中略）〇〇は、利用者がアカウント及びパスワードを入力することによりログインしなければ利用できないサービスであることに照らすと、ログインするのは当該アカウント使用者である蓋然性が認められるというべきである。」（東京高判平成26年5月28日判時2233号113頁）。

っている。

これらの状況を踏まえて、中間とりまとめにおいては、『ログイン時情報』については、開示対象となるログイン時情報及び請求の相手方となる『開示関係役務提供者』の範囲を明確化する観点から、省令改正ほか、必要に応じて法改正によって対応を図ることも視野に入れて、具体化を進めていくことが適当である。」とされたところである。

したがって、以下、中間とりまとめの議論に引き続き、①発信者の同一性、②開示の対象とすべきログイン時情報の範囲、③開示請求を受けるプロバイダの範囲、について具体的な検討を行う。

#### (1) 発信者の同一性

ログイン時の通信は、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信であることから、仮にそれぞれの通信の発信者が異なるにもかかわらず、ログイン時情報として、権利侵害投稿の発信者以外の者の情報が開示されてしまった場合には、当該発信者以外の者の通信の秘密やプライバシー等を侵害することとなる。

この点を踏まえると、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要がある。

なお、権利侵害が行われたアカウントによるログイン時情報の場合であっても、当該アカウントが複数の者により共有されている場合等においては、必ずしも同一の発信者ではない場合も考えられる。しかしながら、共有アカウントの事例は例外的な事情であり、それ以外に同一の発信者によるものではないケースというのは、アカウントの乗っ取りが発生した場合など、更に例外的な場面にとどまることから、同一のアカウントのログイン時の通信と権利侵害投稿通信は基本的に同一の発信者から行われたものと捉えることができると考えられる。

---

・「法4条1項は、侵害情報そのものから把握される発信者情報でなくても、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示の対象とすることも許容されると解される。(中略) 加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図るという法4条の趣旨(中略)に照らすと、侵害情報の送信の後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報であっても、当該侵害情報の発信者のものと認められるのであれば、法4条1項所定の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得ると解するのが相当である。」(東京高判平成30年6月13日・判時2418号3頁)。

## (2) 開示の対象とすべきログイン時情報の範囲

### ア 補充性要件

開示を可能とする情報が際限なく拡大すれば、権利侵害投稿とは関係の薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するおそれが高まることから、開示が認められる条件や対象の範囲について、一定の限定を付すことが考えられる。

この点、まず、現行法上は、原則として、権利侵害投稿に係る IP アドレスを辿って発信者を特定することを想定していることから、ログイン時情報など、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関する情報を辿って発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであり、その要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合<sup>13</sup>など、侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定することができない場合に限定すること（補充性要件）が適当である。

なお、コンテンツプロバイダにおける投稿時情報のログの保有状況については、被害者側が厳密に立証することが難しいと考えられることから、具体的な制度設計を行う際には、この点について考慮されることが必要である。

### イ 権利侵害投稿との関連性

開示の対象とすべきログイン時情報の範囲に関しては、例えば、①権利侵害投稿の前提となる行為<sup>14</sup>としてのログイン時情報のみを対象とする考え方、②例外的な事由がある場合などに限り、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係る情報等についても開示対象とするという考え方、③権利侵害投稿を行った発信者と同一の者による通信に係る情報である場合には、それ以上限定を付すことは不要であるという考え方など、様々な考え方について指摘があった。

---

<sup>13</sup> この点、プロバイダが侵害投稿時のログを記録・保存していた場合であって、保存期間の終了等により当該ログを消去した場合ではなく、当初から侵害投稿時ログが記録・保存されていない場合に限るべきという指摘があった。

<sup>14</sup> 「権利侵害投稿の前提となる行為」への該当性の判断基準については、例えば、直前のログインに限定するといった時間的接着性などが考えられる。具体的には、直前の1つに絞るべきという考え方や、1つに限らないものの必要最小限度の範囲に絞るべきという考え方について指摘があった。

この点、前述のとおり、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関する情報を辿って発信者を特定することを目的として当該情報の開示が認められるのはあくまで例外的な取扱いであることから、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定を付すことが適当である。

また、例えば、仮に大量のログイン時 IP アドレス等がコンテンツプロバイダから開示されアクセスプロバイダに提供される場合には、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定するために大きな負担がかかるほか、一意の者を特定できないことも生じうると考えられることから、開示の対象とすべきログイン時情報等の範囲については、発信者の特定に必要な最小限度のものに限定することが適当である。

#### ウ ログイン時の通信以外に開示対象に含むうる情報

ログイン時の通信以外に、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信に関する情報を辿って発信者を特定することが可能な情報として、電話番号等によるSMS認証<sup>15</sup>を行った際の通信に係る情報や、アカウントを取得する際の通信に係る情報等が存在する。これらの情報についても、ログイン時の通信に係る情報（ログイン時情報）と同様に、発信者の特定に当たって有用かつ必要な情報であると考えられる<sup>16</sup>ことから、前述の補充性要件及び権利侵害投稿との関連性の観点から開示の対象とすべき範囲について発信者の特定に必要な最小限のものに限定することとした上で、開示の対象とすることが適当である。

具体的な制度設計にあたっては、上記ア～ウの観点を踏まえ、開示対象の範囲が不明確であるために実務が混乱することのないように、ログイン時情報等の、権利

---

<sup>15</sup> 具体的には、電話番号によるSMSや電子メールを用いて数字等の認証用情報がユーザに送信され、ユーザが当該認証用情報をサービス上で入力することにより認証が行われるといった事例が想定される。

<sup>16</sup> アカウントを取得する際の通信に係る情報については、権利侵害投稿後にアカウントが消去された場合でもコンテンツプロバイダが当該情報を一定期間保存している場合がある。この点、権利侵害投稿を行うことを目的としてアカウントを取得し、投稿後すぐにアカウントを消去するような場合には、アカウント取得時の情報は発信者の特定に有用であるものの、例えば長期サービスを利用しているユーザのアカウント登録時の情報まで開示を認める場合には広範すぎるため、あくまで前者のような例外的な場合に限って開示を認めるべきであるという指摘があった。

侵害の投稿時の通信とは異なる通信に係る情報を辿って発信者を特定することが可能な情報について、法律及び省令において明確化することが適当である。

### (3) 開示請求を受けるプロバイダの範囲

ログイン時情報等を開示対象とした場合、当該情報に係る権利侵害投稿通信以外の通信（ログイン時の通信やSMS認証に係る通信等）を媒介したアクセスプロバイダや電話会社に対して、侵害投稿通信の発信者かつ権利侵害投稿通信以外の通信の発信者でもある者の住所・氏名の開示を請求することとなるが、当該開示請求を受けるプロバイダは、プロバイダ責任制限法第4条第1項に規定する「開示関係役務提供者」の範囲に含まれない場合もあり得る<sup>17</sup>。

したがって、上記の権利侵害投稿通信以外の通信（ログイン時の通信やSMS認証に係る通信等）を媒介したアクセスプロバイダや電話会社を開示請求の相手方に含めるため、法改正により、現行法における「特定電気通信」や「開示関係役務提供者」の要件や範囲の見直しを行うことが適当である。

## 3. まとめ

発信者情報の開示対象としての「ログイン時情報」については、開示対象となるログイン時情報等の発信者情報の範囲や、請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲について見直しを行う観点から、法改正及び省令改正を行うことが適当である。

## 第3章 新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全

前述のとおり、発信者情報開示の場面で、問題となる投稿が権利侵害に該当するかどうかの判断が困難なケースなどにおいては、発信者情報が裁判外で開示されないことが多いため、一般的に、①コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示仮処分申立て、②アクセスプロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟（及び消去禁止の仮処分申立て）という2段階の裁判手続を経て、その後、③特定された発信者への損害賠償

---

<sup>17</sup>「開示関係役務提供者」は、プロバイダ責任制限法第4条第1項において「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」と規定されている。コンテンツプロバイダが投稿時のログを保有しておらず、発信者が複数の通信経路からログインを行っている場合、実際にどの通信経路から権利侵害投稿を行ったかわからないため、開示請求を受けたアクセスプロバイダが「『当該特定電気通信』の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」に該当するか不明確となる場合があり得る。

請求訴訟等を行うという、3段階の手続を経る必要がある。

これらの裁判手続、特に発信者情報開示のプロセスに多くの時間・コストがかかることは被害者にとって負担となっており、場合によっては権利回復のための手続を断念せざるを得ないこともあるなどの課題があることから、こうした課題に対応するため、例えば、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要がある。

また、発信者情報開示の場面においては、被害者が投稿後、一定の時間が経ってから権利侵害投稿に気づく場合や、コンテンツプロバイダにおける開示手続に一定の時間がかかるケースでは、アクセスプロバイダが保有するIPアドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合がある等のため、発信者の特定に至らない可能性があるという課題が指摘されている。

これらの状況を踏まえて、中間とりまとめにおいては、新たな裁判手続に関して、「具体的には、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするため、柔軟な制度設計を可能とする観点から、例えば、法改正により、発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて、非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続）を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めることが適当である。」とされ、また、特定の通信ログの早期保全のための方策については、「権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。」  
「具体的に、例えば、①発信者を特定する手続と、②特定された発信者情報を開示する手続を分割し、①について、発信者情報を被害者に秘密にしたまま、コンテンツプロバイダに迅速に発信者情報を提出させ、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定し、当該発信者情報を保全しておくプロセスを設けるなど、早期に発信者情報を特定・保全できるようにする仕組みを設けることが考えられる。」とされたところである。

#### 1. 非訟手続の創設の利点と課題の整理

新たな裁判手続の検討に当たっては、発信者情報開示の在り方に照らして、その利点と課題を整理することが適当である。

この点、非訟手続を創設する場合の利点としては、非訟手続には柔軟な制度設計が可能であるという特徴があることから、制度設計次第で、例えば、

- ① 現状では、発信者を特定するためには、一般的に2回の裁判手続を別々に経ることが必要とされているところ、これを1つの手続の中で行うプロセスを定めることが可能であり、これにより円滑な被害者の権利回復を実現できる可能性があること
- ② 特定のログを迅速に保全可能とする仕組み（後述）を発信者の特定のプロセスと密接に組み合わせた制度を実現することが可能であり、これにより、ログが消去されることにより発信者が特定できなくなるという課題を解消するとともに、発信者の特定のための審査・判断について、個々の事案に応じて、短期間で迅速にも、時間をかけて丁寧にも行うことができるようになること
- ③ 上記のとおり1つの裁判手続の中で発信者を特定するプロセスにすることで、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがともに適切に発信者の権利利益を確保する役割を果たすことができるほか、訴訟手続よりも裁判所の職権性が強い非訟事件手続においては、裁判所が運用上一定程度後見的な役割を担いうること、発信者は制度上の直接の当事者ではないものの、事件記録に表れた端緒から、発信者の権利利益が損なわれていることを裁判所が把握し、公平の見地から必要と認められる場合には、裁判所からプロバイダに追加の主張を促すなどして、発信者の保護を考え得ること
- ④ 事案に応じて、一本化された手続において柔軟に書面審理や口頭審理など適切な手続を活用することにより、特に権利侵害が明らかな誹謗中傷など、争訟性が低い事案について、より迅速な判断を可能とする仕組みを創設することが可能であること
- ⑤ 申立書の送付を送達よりも簡易な方法によることができるものとすることにより、特に海外事業者に対する迅速な開示手続となりうること

等が挙げられる。

他方、非訟手続を創設する場合の課題としては、非訟手続においては、原告と被告という対審構造や裁判手続の公開が原則とはされていないこと、既判力がないことなどの特徴があることから、制度設計次第では、

- ① 現行の発信者情報開示訴訟とは異なる当事者構造となることにより、あるいは、発信者側の主張内容が裁判手続に十分に反映されないことにより、適法な情報発信を行う発信者の保護が十分に図られなくなるおそれがあり得ること

- ② 裁判手続の取下げや紛争の蒸し返しが比較的容易であり、また、それが外部から見えにくい等により、手続の濫用の可能性があり得ること
- ③ 原則として非公開で行われ、また、裁判手続の判断に記載される理由の程度によっては、開示可否に関する事例の蓄積や判断の透明性の確保が図られない可能性があり得ること

等が挙げられる。

## 2. 実体法上の開示請求権と非訟手続の関係について

新たな裁判手続として、非訟手続を創設する場合、実体法上の請求権に「代えて」非訟手続とする考え方（案1）と、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方（案2）があり得る。非訟手続の創設の検討に当たっては、両者の考え方の利点及び課題について整理する必要がある。

まず、実体法上の請求権に「代えて」非訟手続を新たに設ける考え方（案1）の利点としては、

- ①訴訟手続を不要とすることにより最終的な開示までの手続全体を簡略化し、迅速な開示が可能になること、
  - ②後述のように非訟手続と訴訟手続を併存させる場合と比較して、制度の組み合わせによる選択肢が簡潔となり、実務上の運用が安定すること
- 等が挙げられる。

次に、請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続を新たに設ける場合（案2）には、原則としては非訟手続において迅速な解決を図り、非訟手続における開示可否判断に異議がある際に、訴訟手続において慎重な審理を行うというプロセスが想定される。この場合の利点としては、

- ①争訟性が低く訴訟に移行しない事件については非訟手続限りでの早期解決が可能になること、
- ②請求権を持つという被害者の地位が現行法と同程度に確保されること、
- ③争訟性が高い事案において開示可否判断に異議がある際には従来どおり訴訟手続が保障されること、
- ④非訟手続の開示決定であっても実体法上の請求権に基づく履行強制が可能であり執行力が確保されること、
- ⑤非訟手続において異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じるものとすることができ、濫用的な蒸し返しが防止できること、

- ⑥実体法上の請求権に基づき、現行法と同様に裁判外での開示が可能であること<sup>18</sup>、  
 ⑦争訟性が高い事案において開示可否判断に異議がある際には公開の訴訟手続に移行し、問題となった争点についての裁判例の蓄積が図られること  
 等が挙げられる。

その他の両案を比較した場合、以下の図1のとおり整理が可能である。

図1

	案1	案2		現行
	請求権に「代えて」 非訟手続を創設	請求権に「加えて」 非訟手続を創設		請求権構成
	非訟	非訟	訴訟 ※異議があった場合	訴訟
請求権	×	○		○
訴状 (申立書等)	送付	送付	送達	送達
審理	非公開 職権探知主義 陳述聴取※ <small>※書面によるほか、審問も含む</small>	非公開 職権探知主義 陳述聴取※ <small>※書面によるほか、審問も含む</small>	公開 対審原則 弁論主義	公開 対審原則 弁論主義
裁判の効力	既判力：× 執行力：×	既判力：○ 執行力：○ <small>※決定に異議がない場合</small>	既判力：○ 執行力：○	既判力：○ 執行力：○
不服申立て	即時抗告→許可抗告	異議申立て等 (訴訟に移行)	控訴→上告	控訴→上告

任意開示	請求権に代わる任意開示を認める根拠規定が必要	可能	可能
------	------------------------	----	----

これらの比較を踏まえ、新たな裁判手続の創設に当たっては、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を両立した制度設計が求められることから、開示可否について1つの手続の中で判断可能とした上で、現行法上の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに設けることを前提として、非訟手続の具体的な制度設計を検討することが適当である。

なお、開示手続とは別に特定のログを迅速に保全可能とする仕組みが創設できるのであれば、ログが消去される前に手続を進める必要がないことから、相対的に開示ま

<sup>18</sup> 前述のように実体法上の請求権に代えて非訟手続とした場合、請求権に代わる任意開示を認める根拠規定の創設が必要となる。

での迅速性に対する要請が低くなるため、表現の自由やプライバシーといった発信者の権利利益の保護に鑑み、開示判断については、非訟手続を創設するのではなく、現行法と同様に訴訟手続とすることが望ましいという指摘もあった。

これに対しては、プロバイダによる裁判外（任意）開示も可能であり、その際には開示についての判断は最終的にはプロバイダの判断に委ねられていることを前提とすると、裁判手続を経る場合であっても、迅速性や手続的な負担の軽減の観点からは、争訟性の高低などの事案の性質に応じて、訴訟手続よりも簡易迅速な中間的な制度を創設することに積極的な意義が認められるとする指摘があった。また、非訟手続により1つの手続の中で判断可能とすることにより訴訟手続と比較して迅速な解決を図ることが可能であるとの指摘もあった。加えて、海外事業者に対して訴訟提起が必要になる場合に送達に非常に時間がかかるのに対して、非訟手続の場合、申立書の送付を送達よりも簡易な方法によることができる場合があり、海外事業者に対しても迅速な開示手続が可能になることから、開示判断に関する非訟手続を導入することは迅速な被害者救済という点からも利点大きいと考えられるという指摘があった。

これらの点に加え、開示判断を訴訟手続で行うという指摘は発信者の権利利益の手続的保障を重視するものであるところ、非訟手続においても、後述の3.(3)～(5)のとおり、適切に発信者の権利利益の保護を図るとともに、これに加えて、争訟性が高い事案<sup>19</sup>については、非訟手続の決定後に訴訟に移行する可能性を担保することにより、開示手続を非訟手続としても、発信者の権利利益の確保に十分配慮することが可能であると考えられる。

さらに、現行法上でも、プロバイダの判断による裁判外開示が制度上可能であるものの、権利侵害が明らかな場合であっても実際には裁判外開示がそれほど多く行われていないという現状を踏まえると、プロバイダにとって権利侵害が明らかであると一見して判断ができなくとも、権利侵害である可能性が高く争訟性が低いと考えられる事案などの場合には、現行制度の裁判外開示と訴訟による開示手続の中間的な制度として非訟手続を創設し、当該制度を活用することによって、多くの事案において裁判所の判断を踏まえつつ一定程度迅速に解決が図られるといった利点があると考えられる。

以上の点を考慮すれば、開示判断を常に訴訟手続で行うものとしてはどうかという

---

<sup>19</sup> ここでいう「争訟性が高い事案」には、例えば、公職に就いている者や企業に対する批判や内部告発のように、公共性が認められ真実性が争点となるような事案が含まれると考えられる。

意見もあったものの、特定のログを迅速に保全可能とする仕組みのみならず、開示手続についても、前述のとおり非訟手続とし、両者を一つの手続の中で行うこととすることがより適当である。

以上のとおり、中間とりまとめにおいて「被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続）を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めることが適当である」とされた点については、現行法上の開示請求権を存置し、これに「加えて」非訟手続を新たに設けることを前提として、非訟手続の具体的な制度設計を検討することが適当である。なお、表現の自由やプライバシーといった発信者の権利利益の保護に鑑み開示手続は訴訟とすべきであるという指摘があったことも踏まえつつ、非訟手続の具体的な設計においては、以下検討を行うように、発信者の権利利益の保護に関して最大限配慮を行うことが必要である。

### 3. 新たな裁判手続（非訟手続）について

#### （1） 裁判所による命令の創設（ログの保存に関する取扱いを含む。）

非訟手続として、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスとともに、上記プロセスの中に、特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みを導入する場合、例えば、裁判所が、被害者からの申立てを受けて、新たな裁判手続（非訟手続）として、以下の3つの命令を発することができる等の手続を創設することが考えられる。これらの3つの命令を一体的に非訟手続として位置づける方法をとることにより、1つの手続の中で発信者を特定し、より円滑な被害者の権利回復を可能とする手続が実現すると考えられる。

- ①コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダ等に対する発信者情報の開示命令（以下「開示命令」という。）
- ②コンテンツプロバイダが保有する権利侵害に係る発信者情報<sup>2021</sup>を、被害者には秘密にしたまま、アクセスプロバイダに提供するための命令（以下「提供命

---

<sup>20</sup> ここでは、本最終とりまとめ第2章で検討したログイン時情報を含む。

<sup>21</sup> なお、発信者情報は省令に限定列挙されているところ、アクセスプロバイダが発信者を特定するために必要な情報については、現行省令に明記されていないものについてもアクセスプロバイダに対し提供することを可能とするか、省令に「その他アクセスプロバイダが発信者を特定するのに必要な情報」といったバスケット条項を含めるべきである、との指摘があった。

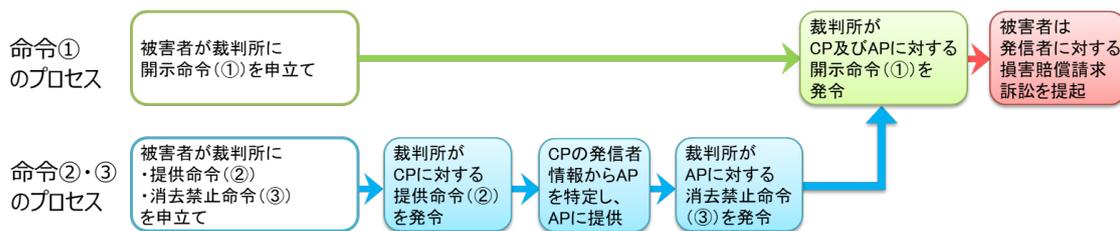
令」という。)

- ③アクセスプロバイダに対して、コンテンツプロバイダから提供された発信者情報を踏まえ権利侵害に係る発信者情報<sup>22</sup>の消去を禁止する命令（以下「消去禁止命令」という。）

提供命令を創設し、裁判所による決定手続による開示判断と組み合わせることで、提供命令によりコンテンツプロバイダの発信者情報からアクセスプロバイダを早期に特定し、アクセスプロバイダとコンテンツプロバイダの審理をまとめ、1つの開示判断で開示可能になることが考えられる。

さらに、提供命令により早期にアクセスプロバイダを特定するとともに、アクセスプロバイダが発信者の住所氏名を保有している場合、消去禁止命令により、権利侵害に係る特定の通信ログ及び当該通信ログに紐付く発信者の住所・氏名等を早期に確定し、開示決定まで保全することが可能になると考えられる。

図2 3つの命令のフロー



### ア 3つの命令の関係性

具体的な手続の流れとしては、コンテンツプロバイダに対する開示命令のプロセスと、アクセスプロバイダの特定及びログの保全手続（提供命令・消去禁止命令）のプロセスは、同時並行で進められることが想定される。提供命令によりアクセスプロバイダを特定することができた場合、アクセスプロバイダ名の通知を受けた被害者がアクセスプロバイダに対する開示命令の申立てを行った場合には、速やかに当該アクセスプロバイダがコンテンツプロバイダに対する開示命令のプロセスに加わり、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダが一体として開示命令を受けるといった流れが想定される。

他方で、提供命令のプロセスでアクセスプロバイダを特定できない場合なども

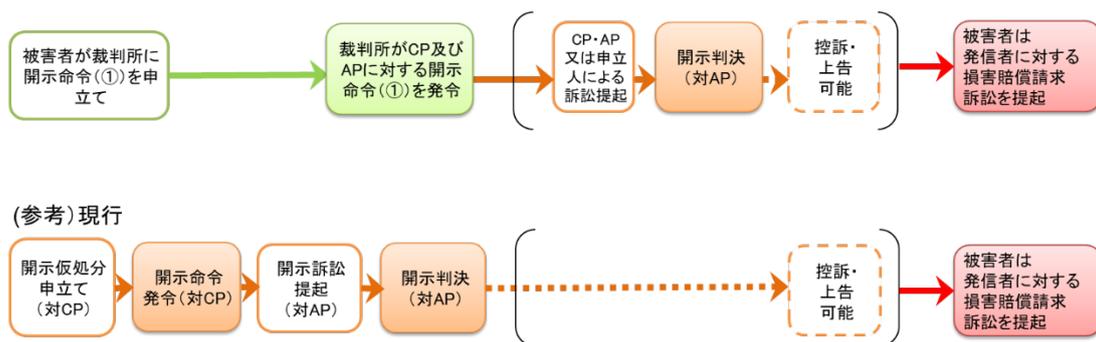
<sup>22</sup> 発信者情報の特定を可能とする通信ログについて消去禁止命令の対象にすべきという指摘があった。

考えられることから、アクセスプロバイダが加わることなくコンテンツプロバイダのみに対して開示命令が行われ、当該コンテンツプロバイダから開示された発信者情報をもとに被害者側がアクセスプロバイダを特定し、その後改めて当該アクセスプロバイダに対して住所・氏名等の開示を求めるといふ、現行制度に類似の2段階のプロセスを辿る余地を残しておくなど、一定程度柔軟な運用を確保することも必要であると考えられる。

## イ 開示命令のフロー

実体法上の請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続を新たに設けることにより、ログの早期保全等（提供命令・消去禁止命令）の要請を踏まえつつ、訴訟に移行しない事件は非訟手続限りで開示手続（開示命令）を含めた早期解決が可能となり、また、異議申立てにより、必要な場合には訴訟に移行することも可能となると考えられる。

図3 両案の開示命令に関する手続フロー



## ウ アクセスプロバイダの特定作業を行う主体

コンテンツプロバイダの発信者情報からアクセスプロバイダを特定する作業は、これまでは被害者（典型的には被害者の代理人）が行っていたが、新たに創設する提供命令においては、発信者情報を被害者には秘密にしたままアクセスプロバイダに提供するため、被害者側以外の者が特定作業を行う必要がある。

この点、アクセスプロバイダの特定作業を行う主体としては、コンテンツプロバイダや裁判所が想定される。裁判所が特定作業を行うと想定した場合、専門委員や裁判所調査官等の活用など様々な方法が考えられるものの、現行法上の制度

を活用する場合にはそれらの職員の職責上の制約<sup>23</sup>がある一方、新たな制度を創設する場合には選任や確保を含む体制整備に時間がかかり、案件数の増加や地域特性により、必要とされる人材を確保できない等課題が多いと考えられる。したがって、アクセスプロバイダの特定作業は、コンテンツプロバイダが行うこととすることが適当である。

## エ アクセスプロバイダや発信者の特定方法

提供命令に関して、アクセスプロバイダを特定する方法としては、典型的には、WHOIS等を活用してIPアドレスからアクセスプロバイダを特定したり、電気通信番号指定状況等を活用して電話番号から当該電話番号を割り振った電話会社を特定する方法が想定される。

この際、MVNOの存在など、アクセスプロバイダが多層構造になっている可能性があることや、IPアドレス経由と電話番号経由など発信者を特定するルートが複数存在し、複数のアクセスプロバイダ（ISPと電話会社など）が存在する可能性があること等に留意する必要がある。

また、アクセスプロバイダにおいて、発信者に割り振られたIPアドレスやタイムスタンプのみではログや発信者を特定できない場合があり、これに加えて接続先IPアドレスやポート番号といった付加的な情報が適切にアクセスプロバイダに提供されることが必要となるケースがあることから、これに対応する必要がある。

これらの点を踏まえると、コンテンツプロバイダを特定主体<sup>24</sup>としつつ、アクセスプロバイダの特定及び発信者の特定に資する情報の提供を迅速かつ適切に行うためには、現在被害者（申立人）の代理人弁護士等が専門性や実務的知見を有して特定作業を支援していることも踏まえ、コンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ・有識者・専門性や実務的知見を有する者が協力して発信者の特定手法

---

<sup>23</sup> 例えば、裁判所法（昭和22年法律第59号）第57条第2項では、「裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、事件（地方裁判所においては、知的財産又は租税に関する事件に限る。）の審理及び裁判に関して必要な調査その他他の法律において定める事務をつかさどる。」と規定されている。

<sup>24</sup> アクセスプロバイダの特定について、コンテンツプロバイダ側の任意による協力に依拠するのではなく、何かしら強制力を確保する制度的担保が必要ではないかとの指摘があった。なお、海外事業者に規律を遵守させるための在り方についても考慮すべきという指摘もあった。

について支援協力を行える体制やノウハウ共有を行う場が必要である。したがって、総務省は、制度的な検討と並行して、上記の体制及びノウハウ共有を行う場の立ち上げについて、事業者団体及び民間事業者等と連携して取り組むことが適当である。

#### オ 提供命令と消去禁止命令の発令要件

新たな裁判手続においては、アクセスプロバイダの特定及びログの消去禁止について、コンテンツプロバイダへの開示命令に先立って迅速に行うことが求められる。

この際、アクセスプロバイダ名については、被害者がコンテンツプロバイダと併せてアクセスプロバイダに対しても開示命令の申立てを行うために被害者に通知される必要があると考えられるものの、IP アドレスや電話番号等の発信者の特定に結びつく情報そのものは被害者側には秘密にされたままこれを通知する仕組みが考えられる。また、ログの消去禁止命令についても、提供命令と同様に、発信者の特定に結びつく情報そのものは被害者側には秘密にされたまま行われることが想定される。

このように提供命令及び消去禁止命令は、発信者情報の開示に至る中間段階の手続であって、とりわけ迅速な発令が求められ、また、上記のとおり、発信者の特定に結びつく情報を被害者には秘密にしたまま行われることによりプライバシー侵害の懸念等も低いと考えられることを踏まえると、これらの命令の発令要件については、現在の開示要件よりも一定程度緩やかな基準とすることが適当であると考えられる。

#### (2) 新たな手続における当事者構造

新たな裁判手続においては、発信者とプロバイダの関係について、当事者構造をどのように設計すべきかという論点がある。この点、中間とりまとめにおいては、「発信者情報を保有しているのはプロバイダであることから、新たな裁判手続のプロセスにおいても直接の当事者となるのはあくまでプロバイダであることに変わりはないが、プロバイダは、契約上又は条理上発信者の権利利益を守る責務を有していると考えられることから、新たな裁判手続の中においても、発信者の権利利益がその意に反して損なわれることのないよう、原則として発信者の意見を照会しなければならないこととし、発信者の意見が開示判断のプロセスに適切に反映される

ようにするなど、発信者の権利利益の確保を図ることとするのが適当であると考えられる。」とされたところである。

したがって、中間とりまとめの記載のとおり、新たな裁判手続における当事者構造については、現行制度と同様に、プロバイダが直接的な当事者となり、発信者への意見照会により発信者の権利利益の確保を図る構造を維持することが適当である。

現行制度の場合と同様の当事者構造を維持する場合、直接的な当事者となるプロバイダが、裁判所の手続の中で当事者としての主張を行う前に、意見照会により発信者の意見を確認することは、発信者の意見を踏まえプロバイダが適切に対応することに資すると考えられる。

### (3) 発信者の権利利益の保護

#### ア 発信者への意見照会

現行のプロバイダ責任制限法では、第4条第2項において、プロバイダは発信者情報開示請求を受けたときは、原則として発信者の意見を照会しなければならない旨を定めており、これによって発信者の意見が開示判断のプロセスに反映されるようにしている。

発信者への意見照会に関して、中間とりまとめにおいては、「開示請求を受けたプロバイダは、本来、裁判手続の中で発信者の意見を適切に反映するなど、発信者の利益を適切に擁護する役割を担うことが期待されるが、裁判上の請求に対応する件数の増加等により負担が増し、期待される役割を果たすことが困難になっているなどの課題があることから、こうした課題に対応するため、発信者の利益擁護及び手続保障が十分に確保される裁判手続の実現を図る必要がある。」「例えば、プロバイダが発信者に対する意見照会を適切に行わないなどの特別な事情がある場合においても、発信者の手続保障を確保できるようにする観点から、発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置などについても検討が必要である。」とされたところである。

(2) に記載したように引き続きプロバイダを直接の当事者とした場合において、手続の中で発信者の意見を適切に反映するための方策として、現行制度においてプロバイダに義務づけられている発信者への意見照会とともに、どのような観点や仕組みが必要なのかについて、意見照会の時期・主体・権利利益の保障等

の観点に留意しながら、以下、総合的に検討を行う。

### ①プロバイダを経由した発信者の意見の反映

前述の（２）のとおり、新たな手続においても、現行制度と同様にプロバイダが直接の当事者となり発信者の意見照会により発信者の権利利益の確保を図る構造が維持される中で、現行制度の場合と同様に、直接的な当事者となるプロバイダが、裁判所の手続の中で当事者としての主張を行う前に、意見照会により発信者の意見を確認することは、発信者の意見を踏まえプロバイダが適切に対応することに資すると考えられる。

この際、プロバイダがより適切に発信者の意見を反映させることができるよう、例えば、照会の際に「開示するかどうか」に加えて「不開示の場合、その理由」を聞くこととする方法が考えられる。

特に、審理の中で争点となる可能性が高い事項や、書き込み内容の真実性など、発信者しか知り得ない事項については、プロバイダが事前に意見照会を行い、発信者から情報を入手しておくことが望ましい。

### ②意見照会による萎縮効果への対応

いわゆる「スラップ訴訟」と呼ばれるような、開示請求の濫用の場合にもプロバイダが発信者に意見照会を行うことで、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれがあるのではないかという指摘があった<sup>25</sup>。

濫用的な場合に不必要な意見照会を防ぐための方策としては、例えば、プロバイダの意見照会義務を廃止し、裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で裁判所がプロバイダに意見聴取の囑託を行うなど、発信者情報を開示する場合に必ず意見照会を行う方法が考えられる。この場合、不開示の場合には意見照会が行われないとすると、発信者への萎縮効果やプロバイダの負担は軽減される点は一定のメリットがある。しかし、発信者への意見照会は発信者の権利利益を保護するための重要な手続であって、仮にプロバイダの意見照会義務を廃止し、開示手続の初期にプロバイダが発信者の意向を確認しない場合に

---

<sup>25</sup> 他方で、意見照会制度が適切に機能しているのであれば、発信者の適法な発信について誤った発信者情報の開示を防ぐ効果があることから、むしろ萎縮効果をなくす方向に機能するものではないかといった指摘もあった。

は、プロバイダが形式的な反論に終始することや、発信者の意向に基づかない反論を行ってしまう可能性がある<sup>26</sup>ことから、プロバイダの意見照会義務を廃止することは適当ではないと考えられる。

他方で、現行法においても、意見照会を行わなくてもよい「特別な事情がある場合」について、例えば、発信者情報開示請求が被侵害利益を全く特定せずに行われた場合等、プロバイダ責任制限法第4条第1項の定める要件を満たさないことが一見して明白であるようなときも含むとされている。この点、どのような場合に、開示請求の濫用であり意見照会が不要であるかの判断をプロバイダが行うことは多くの場合難しいと考えられ、やはり原則としてプロバイダは発信者への意見照会を行うことが適当であると考えられる。ただし、開示請求の濫用であり、意見照会が不要と考えられる場合の事例の積み重ねが今後の制度運用の中で図られるのであれば、状況に応じて、ガイドライン等への追記を検討していくことも望ましい。

### ③発信者の直接的な手続保障

通常の見解照会を行った上で更に発信者が望む場合や、意見照会等に関してプロバイダが不熱心な応訴態度を示した場合には、発信者が追加的に意見を述べ、それを審理の中で反映させる仕組みが必要ではないかという指摘があった。

この際、裁判所に提出された書面は、裁判記録となり、原則として当事者等は閲覧が可能である点を踏まえると、被害者側に対して確実に匿名を保持したまま行うための配慮が必要となる。発信者から追加的に意見を反映させるための仕組みとしては、被害者に対して秘匿しておきたい部分について発信者自らが匿名化の責任を負った上で、プロバイダを通じるなどして裁判所に書面により意見を提出する方法が想定されるとの指摘があった<sup>27</sup>。

---

<sup>26</sup> なお、コンテンツプロバイダへの仮処分における実務では、開示決定までの時間の関係上、コンテンツプロバイダが発信者からの意見照会結果を待たずに被害者側の主張に対して攻撃防御せざるを得ないケースがあるが、その場合であっても、書き込み内容などをもとに適切に攻撃防御を行っている事業者もいることに留意が必要である。

<sup>27</sup> 具体的には、発信者が原本と匿名化を行った書面の2種類を自ら用意して裁判所に提出し、裁判所が確認の上で、匿名化を行った書面について相手方当事者の閲覧等に供することが考えられるとの指摘があった。この場合、匿名化を行った書面を作成し、裁判所に提出する責任は、発信者自身が負うこととなるため、適切に対応を行うためには発信者への負担が大きいこと、

また、発信者が望む場合に、匿名で手続関与を認める方法（例えば裁判所が発信者に直接話を聴くような手続を想定）も考えられるが、他に例のない制度であり、当該手続に被害者を関与させることができず、発信者の主張等についての攻撃防御の機会の保障の面で問題があるといった点で、法制面及び裁判所の運用面でハードルが高いといった課題があるとの指摘があった。

次に、プロバイダの意見照会義務を存置する前提の下で、プロバイダが同義務に反して意見照会を行っていない場合には、裁判所による囑託等により、氏名・住所等の発信者情報の開示命令の発令前に必ず1回は発信者の意見が聴取されることを確保する必要があるのではないかという指摘があった。この点に関して、ヒアリング結果によると、国内のほとんどのアクセスプロバイダは概ね全ての場合において意見照会を行っていることから、実際には裁判所による意見照会の囑託が行われる可能性は低いと考えられるとの指摘もあった。

更に、新たな裁判手続においては、相当数の事件で現在よりも簡易・迅速な形で発信者情報の開示が命じられることが期待されることを考えると、手続の最終段階で意見照会の機会を改めて設けることにより、発信者の権利利益の保護に慎重を期することが適切であると考えられることや、プロバイダが特段の理由なく意見照会を懈怠する場合も考えられることから、現行制度の意見照会に加えて、裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で裁判所がプロバイダに意見聴取の囑託を行うことが有用ではないかとの指摘もあった。

他方で、仮に一律に発信者に2度意見照会を行うとする場合には、審理における主張に有効な情報が発信者から新たに得られる可能性は低い場合が多いと考えられるほか、開示決定までの迅速性も失われるという課題が生じることも考えられる。また、裁判所が状況に応じてプロバイダに対して発信者への意見聴取を命じる制度を創設してはどうかという指摘もあるものの、非訟手続において裁判所は個別の事案や状況に応じて訴訟指揮の一環としてプロバイダに意見照会を促すことが一定程度可能であることを前提とすると、制度創設の必要

---

一般には弁護士等を選任する必要があると考えられること、発信者が弁護士を選任してまで争っている場合にはプロバイダが意見照会を通じて発信者の意向を尊重することが想定されること、書面の提出者が発信者であることを不熱心なプロバイダを通じて適切に確認することができるか必ずしも明らかではないこと等を踏まえ、同制度の必要性の有無について慎重な検討が必要であると考えられる。

性や実効性が必ずしも高くはないと考えられる<sup>28</sup>。

これらの指摘も踏まえると、プロバイダとしては、発信者への意見照会を行うことが義務づけられており、これを適切に行うことがまずは求められていることから、手続の初期の段階で適切にプロバイダによる意見照会により発信者の意見を確認することが基本と考えられる。ただし、開示手続の途中で発信者から追加的に意見を述べたい旨の意向が示された場合や、発信者自らが匿名化の責任を負った上で裁判所に書面により意見を提出したいという意向が示された場合には、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じて適切な対応を図ることが望ましいと考えられる。

#### ④裁判所による発信者への通知・意見照会

裁判所から発信者に直接連絡する仕組みを設けた場合、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じるおそれが高いという指摘が構成員及び中間とりまとめのパブリックコメントにおいてあった点に留意が必要である。

具体的な制度設計に当たっては、上記の①～④の議論を踏まえ、原則として現行の意見照会制度を維持することとしつつ、より適切に発信者の意見を反映させるための方策が設けられることが望ましい。その際、新たな裁判手続では、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダが連携してより確実に発信者の権利利益の保護を図る設計も可能なのではないかと指摘<sup>29</sup>があったことにも留意し、制度の具体化について検討を行うことが望ましい。

#### イ 発信者の異議申立てへの関与

---

<sup>28</sup> 意見照会義務があるにもかかわらずそれを行わない、あるいは裁判所による訴訟指揮にも従わないようなプロバイダに対しては、仮に裁判所がプロバイダに意見聴取を命じる制度を創設したとしても、裁判所の命令に従う可能性はそれほど高くないのではないかと考えられる。

<sup>29</sup> コンテンツプロバイダは、通常、発信者への連絡手段として電子メールアドレスや電話番号しか持っていないことが多く、これらの方法により意見照会を行っても発信者から適切な回答を得られるケースは少ないが、アクセスプロバイダの場合、契約者の氏名や住所を保有しているケースが多く、郵送により、電子メールによる意見照会よりも適切に発信者から回答を得ることが可能であると考えられるとの指摘があった。したがって、コンテンツプロバイダにおいても、例えば、発信者からの回答を共有して自らの主張に反映するなど、アクセスプロバイダと連携を行うことにより、発信者からの意見照会結果を踏まえて適切に対応を行うことが考えられる。

前述の2. で検討したとおり、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方(案2)を採った場合、非訟手続による開示決定に対して、異議申立てにより、必要な場合には訴訟に移行することも可能となると考えられる。

この際、当事者はあくまでプロバイダであることから、異議申立てを行うかどうかについては最終的にはプロバイダが決定すべき事項であるものの、発信者の権利利益の保護という観点からは、非訟手続において開示決定が出た場合に訴訟に移行するかどうかという点は、当事者ではない発信者にとって利害の大きい事項であることから、異議申立てに発信者がどこまで関与すべきかという論点がある。

この点、特に争訟性が高い事案については、訴訟に移行する可能性を確保するために、異議申立てについて発信者の意向が十分に尊重されることが重要であることから、適時適切に発信者の意見が反映されることが必要であるという指摘があった。具体的には、発信者にも異議申立ての権限を与えることや、異議申立てに際して、プロバイダに発信者からの意見聴取を義務付けるという方策が考えられるのではないかと指摘があった。

他方で、①手続の当事者はあくまでプロバイダであること、②開示が適当であると非訟手続で決定され、異議申立てを行ったとしても不開示になる可能性が極めて低いような争訟性が低い事案の場合であり、非訟手続において主張を尽くしたプロバイダが裁判所による開示決定に従うつもりであるにもかかわらず発信者による意向のみで異議申立てが可能であるとすると、争訟性が低い事案の場合には非訟手続のみで被害者の迅速な被害回復を図るという新たな裁判手続の制度趣旨にそぐわないこと、③プロバイダが望まないにもかかわらず異議申立てにより訴訟に移行した場合であっても原則として訴訟に係るコストはプロバイダが負うことになること、といった課題があると考えられる。

上記の観点を踏まえると、制度的には異議申立てについては直接の当事者であるプロバイダが最終的に決定すべき事項ではあるものの、発信者から非訟手続における開示決定に対して異議申立てを希望する意向が示された場合には、プロバイダは可能な限り発信者の意向を尊重した上で、個別の事案に応じた総合的な判断により異議申立ての要否を検討することが望ましいと考えられる。特に、争訟性が高いと認められる事案について、裁判所により開示決定がなされた場合には、

発信者の意向が十分に尊重されるよう一層配慮するとともに、より慎重に異議申立てにより訴訟に移行することの要否について検討を行うことが必要であると考えられる<sup>30</sup>。

#### (4) 開示要件

##### ア 具体的な開示要件

新たな裁判手続を設けるに際して、発信者情報開示に係る要件の在り方について検討する必要がある。この点、中間とりまとめにおいては、「円滑な被害者救済を図る観点から、現行プロバイダ責任制限法第4条第1項に定める発信者情報開示請求権の開示要件（「権利侵害の明白性」の要件）について、より緩やかなものにすべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある。」とされたところである。

したがって、前述の2. で検討したとおり、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方（案2）を採用する場合であっても、中間とりまとめの記載のとおり、非訟手続によるプロバイダへの開示命令の要件については、現行法と同様の要件を維持することが適当である。

##### イ 開示判断に係る事例の蓄積と透明性

非訟手続の場合、原則として非公開で行われるため、裁判手続の判断に記載される理由の程度によっては、開示可否に関する事例の蓄積や判断の透明性の確保が図られない可能性があるとの指摘がある。

---

<sup>30</sup> なお、現行のプロバイダ責任制限法第4条第3項において、発信者のプライバシーが侵害される事態が生じることを防止するため、発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為をしてはならない旨が定められており、開示された情報の用途としては、損害賠償請求権の行使等法律上認められた被害回復の措置をとることに限定されている。これにより、発信者の情報が開示された場合にも一定程度発信者の権利利益の保護が図られていることも踏まえつつ、発信者の情報が開示される前の手段である発信者への意見照会や異議申立てへの関与に関する具体的な制度設計を行うことが必要であると考えられる。

この点、①請求権を存置しこれに「加えて」非訟手続を新たに設ける場合には、争訟性の高い事案は公開の訴訟手続に移行し、問題となった争点についての裁判例の蓄積が図られること、②非訟事件における裁判例であっても、重要な法律上の論点を含むものについては判例雑誌等で公表される場合もあること、③当事者であるプロバイダが主体的に事案を共有・蓄積することが可能であること等に留意が必要である。

また、現行の発信者情報開示に関する仮処分の実務においては、開示可否に関する決定の詳細な理由が示されない場合がある<sup>31</sup>ものの、新たに非訟手続においては、非訟手続の開示決定により氏名・住所等の発信者情報が被害者側に開示されることも踏まえ、開示可否判断についての詳細な理由が示されることが望ましく、これにより、非訟手続における裁判所による判断の事後検証可能性が確保される必要があるとの指摘があった<sup>32</sup>。

他方で、この指摘に対して、①現行法においても事案によって裁判所の判断で仮処分決定の詳細な理由が示される場合もあることから、非訟手続を創設した場合であっても、同手続の後に異議申立てが行われて訴訟に移行する可能性があることを念頭に、開示可否判断の理由の記載については裁判所の判断で適切な運用がなされることが想定される<sup>33</sup>、②争訟性が高い事案については詳細な理由が記載された方が望ましいが、争訟性が低い事案についてまで必ず詳細な理由が示されることが必要であるとする、開示までの迅速性が損なわれることにも留意が

---

<sup>31</sup> 民事保全法（平成元年法律第91号）第16条では、「保全命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。」とされており、コンテンツプロバイダに対する開示請求の仮処分決定の場合には、理由の要旨が示されることとされている。この点、実務上は、開示認容決定の場合には、理由の要旨として、詳細な理由が示されない場合が多いとの指摘があった。

<sup>32</sup> 発信者や被害者自身が事後に判断を検証する観点からも、簡易な理由の要旨ではなく詳細な理由が示される必要があるのではないかとの指摘もあった。また、表現の自由や通信の秘密の保護という重要な権利に関わる観点から、迅速性ではなく、開示判断の透明性を確保することが重要であるとの意見もあった。

<sup>33</sup> 非訟手続においては、現行法上の仮処分と異なり、コンテンツプロバイダ及びアクセスプロバイダを当事者として氏名・住所等の発信者情報が最終的に被害者側に開示されるかどうかの判断を行うという重要性があり、また、意見照会により発信者から反論があり争点が明確化されているなど争訟性が高い事案もあることから、それらの事情も踏まえた上で、開示可否判断の理由の記載については裁判所の判断で適切な運用がなされることが想定される。

必要、といった指摘があった<sup>34</sup>。

これらを踏まえ、新たな裁判手続における開示可否判断の理由の記載については、裁判所において適切な運用が図られることを前提として、後述の裁判外（任意）開示においてプロバイダが円滑に開示可否の判断を行うことを可能とすること等を目的に、事業者団体及びプロバイダを中心に、関係者間で開示可否に関する事例の蓄積を図り、ガイドラインなどに追記していくことが望ましい。

#### （５） 手続の濫用の防止

新たな裁判手続を導入した場合には、非訟手続により、発信者情報開示の請求を行いやすくなることが期待される反面、当該手続の悪用・濫用（いわゆるスラップ訴訟）も増えるおそれがあるとの指摘<sup>35</sup>もあることから、それを防止するための仕組みを検討する必要がある。

この点、中間とりまとめにおいては、「具体的には、現行のプロバイダ責任制限法第4条第3項において、発信者のプライバシーが侵害される事態が生じることを防止するため、発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない旨を定めているところ、当該規定をより実効性のあるものとする必要があるとの指摘や、新たな裁判手続において、既判力が発生しない場合における紛争の蒸し返しを防ぐための仕組みや、申立ての取下げの要件についても検討することが必要であるという指摘があった。」「これら手続の濫用の防止等については、上記指摘を踏まえて、新たな裁判手続の制度設計の具体化を図る中で、引き続き検討を深めていくことが適当である。」とされたところである。

蒸し返しの防止については、例えば、前述2. で検討したとおり、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方（案2）を採る場合には、非訟手続であっても、異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じ、濫用的な蒸し返しが防止できるような制度設計が可能であると考えられる。

---

<sup>34</sup> 発信者情報が開示され、発信者に対して損害賠償請求訴訟が提起された場合には、権利侵害性の判断が訴訟で争われることにより、裁判所による判断が明らかになる場合もあるのではないかと指摘もあった。

<sup>35</sup> ただし、前述（４）で検討したとおり、現行法と同様の開示要件を維持するのであれば、新たな裁判手続の導入に伴う濫用の増加のおそれは抽象的なものにとどまるという指摘もあった。

他方で、手続の悪用・濫用は確かに問題ではあるものの、発信者情報開示制度固有の問題というよりは民事上の紛争一般に存在する問題であり、蒸し返しの防止以外にも、一部の者による手続の濫用防止のための仕組みを設けることとした場合に、過度に制度の使いやすさを制約してしまう場合には、被害者救済の観点から問題となるのではないかとの指摘があった。

したがって、具体的な制度設計において、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける際には、非訟手続であっても、異議がなく開示可否が確定した場合には既判力が生じ、濫用的な蒸し返しが防止できるような制度設計を図ることが適当である。

その他、(3)ア②で検討したとおり、開示請求の濫用の場合には、プロバイダが発信者に意見照会を行うことで、発信者への心理的負担や萎縮効果が生じる可能性があることから、開示請求の濫用であり意見照会が不要と考えられる場合の事例の積み重ねが今後の制度運用の中で図られるのであれば、状況に応じて、ガイドライン等への追記を検討していくなどの対応が図られていくことが望ましい。

#### (6) 海外事業者への対応

現在の主要な SNS はその多くが海外のコンテンツプロバイダによって提供されているサービスであることから、発信者情報開示に関する制度設計の具体的な検討に当たっては、海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠である。

まず、実効性確保という観点について、海外プロバイダに対する発信者情報の開示やアクセスプロバイダへの特定及び発信者情報の提供等は、新たな裁判手続の中で、非訟手続における裁判所による命令とすることにより、決定の実効性を確保することが適当である。

特に、発信者情報の提供命令においてコンテンツプロバイダがアクセスプロバイダの特定主体となる場合には、大手海外コンテンツプロバイダも参加する形で、プロバイダや有識者が協力して、発信者の特定手法についてのノウハウ共有を行う場を形成することが必要である。

次に、海外のコンテンツプロバイダに対して訴訟提起が必要となる場合には、海外のコンテンツプロバイダへの訴状の送達には一般的に長い時間を要することから、何らかの対応策を検討することが必要であるという指摘がある。

この点については、新たな裁判手続において、非訟手続の中で開示命令を創設する際、現行の仮処分によるコンテンツプロバイダへの開示手続と類似の、申立書の直接送付など、条約<sup>36</sup>で認められている、簡易な方法による迅速な海外への伝達が可能となる仕組みとすることが適当である。

なお、仮に開示判断を非訟手続ではなく訴訟手続で行うこととした場合には、海外コンテンツプロバイダに対する送達が必要となり、迅速な被害者救済という目的が達成されない（あるいは現行制度よりも長い時間が必要となる）点に留意が必要である。

#### 4. まとめ

「新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全」のための方策として、発信者の権利利益の確保に十分配慮しつつ、迅速かつ円滑な被害者の権利回復が適切に図られるようにするという目的を実現するために、現行法上の開示請求権を存置し、これに加えて非訟手続を新たに設けることを前提として、アクセスプロバイダを早期に特定し、権利侵害に係る特定の通信ログ及び発信者の住所・氏名等を迅速に保全するとともに、開示可否について1つの手続の中で判断可能とするような非訟手続を創設することが適当である。

### 第4章 裁判外（任意）開示の促進

被害者救済の迅速化のためには、新たな裁判手続の創設について検討することに加え、権利侵害が明らかな場合には裁判外（任意）でプロバイダから発信者情報の開示がなされることが望ましく、裁判外（任意）での開示が円滑になされるようにするための方策を講じるべきであるという指摘がある。

中間とりまとめにおいては、「権利侵害が明らかである場合には、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば、要件該当性の判断に資するために、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において要件に該当すると判断された事例等をガイドラインにおいて集積するなどの取組が有効であると考えられる」とされたところである。

---

<sup>36</sup> 「民事訴訟手続に関する条約」及び「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」

この点、前述の2. で検討したとおり、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける場合には、現行制度と同様、実体法上の請求権に基づき裁判外での開示請求も可能である。

また、現在の運用では、意見照会により発信者の同意が得られた場合に裁判外で開示に応じている例が一定数存在することから、裁判外開示の促進という観点からも、前述の3. (3) アのとおり、新たな裁判手続においても、原則としては現行の意見照会制度を維持することとしつつ、手続の早い段階でプロバイダが発信者に意見照会を行うことが望ましい。

さらに、これらの制度的な前提を踏まえつつ、裁判外での開示が円滑になされるために、中間とりまとめにおいて記載した民間相談機関の充実や裁判事例のガイドラインへの集積といった方策が民間主導で進められ<sup>37</sup>、総務省としてもそれらの取組を支援していくことが適当である。

---

<sup>37</sup> 民間の取組としては、例えば、事業者団体や権利者団体等で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が以前よりプロバイダ責任制限法に関する各種ガイドラインの策定・運用を行っている。また、一般社団法人セーフティーインターネット協会において、任意開示の促進に向けた施策の検討を行うために、専門家で構成される「権利侵害投稿等の対応に関する検討会」が設置され、①民間における相談機関の充実に向けた取組の検討、②誹謗中傷に関する発信者情報開示の要件該当性の判断に資する裁判例をガイドラインに集積していく取組の検討が進められている。

## 「発信者情報開示の在り方に関する研究会」開催要綱

### 1 目的

インターネット上の情報流通の増加や、情報流通の基盤となるサービスの多様化、それに伴うインターネット上における権利侵害情報の流通の増加を踏まえ、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）における発信者情報開示の在り方等について検討するため、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を開催する。

### 2 名称

本研究会は、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」と称する。

### 3 検討事項

- (1) プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の対象となる発信者情報の見直し
- (2) 発信者情報開示手続を円滑にするための方策の検討
- (3) その他

### 4 構成及び運営

- (1) 本研究会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は本研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本研究会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、本研究会の下にワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (8) その他、本研究会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 5 議事・資料等の扱い

- (1) 本研究会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

- (2) 本研究会で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合には、非公開とする。
- (3) 本研究会の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 6 その他

本研究会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課が行うものとする。

「発信者情報開示の在り方に関する研究会」構成員

(敬称略・五十音順)

【構成員】

上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所	弁護士
大谷 和子	株式会社日本総合研究所	執行役員 法務部長
垣内 秀介	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
北澤 一樹	英知法律事務所	弁護士
栗田 昌裕	名古屋大学大学院	法学研究科 教授
(座長代理) 鎮目 征樹	学習院大学	法学部 教授
清水 陽平	法律事務所アルシエン	弁護士 (第3回～)
(座長) 曾我部真裕	京都大学大学院	法学研究科 教授
北條 孝佳	西村あさひ法律事務所	弁護士 (第3回～)
前田 健	神戸大学大学院	法学研究科 准教授
丸橋 透	明治大学	法学部 教授
若江 雅子	株式会社読売新聞	東京本社 編集委員

【オブザーバ】

法務省

文化庁

最高裁判所 (第7回～)

「発信者情報開示の在り方に関する研究会」開催状況

	開催日程	議題
第1回	令和2年4月30日	(1) 発信者情報開示請求に関する背景及び現状について（事務局） (2) 発信者情報開示請求に関する課題について（清水弁護士） (3) アクセスプロバイダにおける発信者情報開示請求の実務について（NTTコミュニケーションズ） (4) 主な検討課題（案）について（事務局） (5) 自由討議
第2回	令和2年6月4日	(1) 「電話番号」を発信者情報へ追加することについて（事務局説明・討議） (2) 自由討議
第3回	令和2年6月25日	(1) ログイン時情報の取扱いに係る検討について (2) 論点整理（案）について
第4回	令和2年7月10日	(1) 中間とりまとめ（案）について (2) 意見交換
第5回	令和2年8月28日	(1) 意見募集の結果等 (2) 中間とりまとめ（案）について (3) 意見交換
第6回	令和2年9月16日	(1) 発信者情報開示に関する諸外国の制度について (2) 新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全に係る論点について (3) 意見交換
第7回	令和2年9月30日	(1) 事業者団体ヒアリング（電気通信事業者協会、日本インターネットプロバイダー協会） (2) ログイン時情報の取扱いに係る論点について (3) 新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全に係る論点について (4) 意見交換
第8回	令和2年10月12日	(1) 事業者ヒアリング（ヤフー株式会社、LINE株式会社） (2) 最終とりまとめに向けた主な論点について (3) 意見交換
第9回	令和2年10月26日	(1) 事務局説明（最終とりまとめ骨子（案）） (2) 意見交換